

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務受託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和6年9月24日

明日香村長 森 川 裕 一

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

- (1) 委託業務名
令和6年度 第408号 明日香村「にぎわいの街」エリアプラットフォーム構築及び未来ビジョン策定等支援業務委託
- (2) 委託期間
契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- (3) 委託業務の内容
仕様書を参照
- (4) 委託金額
金2,970,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

2 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (4) 令和6年度明日香村入札参加資格者名簿のうち、役務提供区分の「各種調査・研究・分析類」に登録されていること。ただし、登録されていない者が本業務を行う場合は、参加申込書の提出までに、参加資格審査申請を行い、これが正式に受理されることにより、明日香村入札参加資格名簿に登録された者であるとみなすものとする。なお、この参加資格審査申請は、本業務に対してのみ有効とする。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等との関わりがないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 奈良県中和土木事務所管内に事業所があること。

3 業務委託者の選定方法

明日香村は、明日香村「にぎわいの街」エリアプラットフォーム構築及び未来ビジョン策定等支援業務委託者を選定するにあたり、参加者を公募し、当該参加者に対して参加申込書・提案書の提出を求め、かつヒアリングを実施し、明日香村「にぎわいの街」エリアプラットフォーム構築及び未来ビジョン策定等支援業務委託に係る審査項目及び審査基準に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した

者を契約候補者として選定します。プロポーザルへの参加を希望される場合は、明日香村「にぎわいの街」エリアプラットフォーム構築及び未来ビジョン策定等支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」等を確認のうえ、参加申込書及び提案書を提出期限までに提出してください。なお、主な日程は、次のとおりです。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	令和6年9月24日(火) ～ 令和6年9月30日(月)
参加申込書の提出	令和6年9月24日(火) ～ 令和6年9月30日(月)
質問票の提出	令和6年10月3日(木)
提案書の提出	令和6年10月7日(月) ～ 令和6年10月15日(火)
ヒアリング	令和6年10月下旬
審査結果の通知	令和6年10月下旬
契約の締結	令和6年10月下旬

4 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間等

(1) 交付期間

令和6年9月24日(火) から令和6年9月30日(月) まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所

明日香村役場 総合政策課
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

(3) 交付資料

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 業務仕様書
- ③ 参加資格審査申請書提出要領
- ④ 参加申込書(様式1)
- ⑤ 資格調書(様式2)
- ⑥ 質問票(様式3)
- ⑦ 提案書(様式4～様式6)

※ 上記の交付資料は、明日香村のホームページ (<https://www.asukamura.jp>) からダウンロードできます。

5 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和6年9月24日(火) から令和6年9月30日(月) まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

明日香村役場総合政策課
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

(3) 参加資格審査申請

本公告2(4)に記載している参加資格審査申請が必要な者は別紙「参加資格審査申請書提出要領」を参照の上、参加申込書の提出時に参加資格審査申請書の提出を行ってください。

6 質問票の提出

受付期間

令和6年10月3日(木) (ただし、午前9時から午後5時まで)

7 提案書の提出

(1) 提出期間

令和6年10月7日(月)から令和6年10月15日(火)まで

(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

明日香村総合政策課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

8 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 契約候補者の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- ② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く。)において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

9 その他

詳細は、明日香村「にぎわいの街」エリアプラットフォーム構築及び未来ビジョン策定等支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領によるものとします。

10 問い合わせ

明日香村総合政策課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

TEL 0744-54-9018 FAX 0744-54-2440